

# 令和7年度 可児支部総会資料より

規約の改正について

**岐阜県退職公務員連盟**

**可 児 支 部**

○ 規 約

○弔慰及び表彰規定

○~~女性部規約~~

# 岐阜県退職公務員連盟可児支部規約

## 第1章 名称及び事務所

現職公務員で

第1条 本支部は、岐阜県退職公務員連盟可児支部と称し、可児市及び可児郡内在住の次の会員をもって構成する。

1. 正会員（退職公務員並びに扶助料等受給者）
2. 準会員（~~本会の趣旨に賛同し、将来入会の見込みのある者~~）
3. 賛助会員（本会の趣旨に賛同する者）

第2条 本支部の事務所は支部長宅に置く。

する個人または団体

## 第2章 目的及び事業

個人または団体

第3条 本支部は、会員の生活保障の確保を図り、併せて社会福祉の増進に寄与すると共に、会員相互の親睦をもって目的とする。

第4条 本支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員の恩給年金又はこれに代わる権益の確保に努めること。
2. 会員の親和共済相扶の増進を図ること。
3. 社会福祉の増進に関する事項。
4. 連盟と緊密な連携を保ち、その事業に協力すること。
5. 会員の長寿と慶弔に関すること。
6. 支部活動の認識と組織の拡大に努めること。
7. その他必要と認めること

第5条 老人クラブと高齢者による、社会活動の健全な発展とその運営に協力すること。

## 第3章 会計

第6条 本支部の経費は、会費、寄付金、その他の収入を以てこれに充てる。

第7条 本支部の予算は、毎年会計年度開始前に役員会の決議を経て決める。

決算は、年度終了後の2ヶ月以内に監事の監査を受け、役員会の承認を求めるものとする。

厚生

## 第4章 役員

- 第8条 本支部に次の役職を置く。
1. • 支部長（1名） • 副支部長（若干名） • 組織部長（1名）  
• 女性部長（1名）
  2. • 廉務係（1名） • 会計係（1名）
  3. • 監事（2名）
  4. • 分会長（市、郡内旧各町地区1名乃至若干名を置く）
- 第9条 正副支部長、監事の選挙は役員会に於いて行う。  
庶務、会計は支部長が委嘱する。  
支部長は、支部を代表し、支部を統括する。  
副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故ある時は代理する。  
監事は、会計を監査する。
- 第10条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 第11条 本支部に、役員会の議を経て顧問を置くことができる。

## 第5章 会議

- 第12条 会議は、総会と役員会とし、支部長がこれを招集する。  
総会は、毎年1回これを開き、重要事項の報告、承認、又は規約の改正等を行う。  
役員会は、毎年2回開く。但し必要ある場合は、隨時これを聞くことができる。
- 第13条 役員会に付議すべき事項は、次のとおりである。
1. 会務報告。
  2. 予算に関する事項。
  3. 会費の徴収に関する事項。
  4. 日本退職公務員連盟並びに本県連盟の活動状況報告。
  5. その他重要な事項
- 第14条 臨時緊急を要する事項の審議は、役員会での審議を以って総会に替えることができる。

## 第6章 付則

- 第15条 本規約の改正は、総会の決議を要する。
- 第16条 弁憲規定及び本規約に必要な細則は、役員会に於いて定め、総会の承認を得て施行する。
- 第17条 ※本規約は、昭和43年10月6日から施行する。
- 第18条 ※平成5年6月25日一部改正  
※令和7年7月12日一部改正

## 弔慰及び表彰規定

1. 支部役員を5年以上勤め、その功績顕著な者は、その役員を辞めた時、感謝状及び記念品を贈る。
  2. 敬老の日に県連盟より、米寿の寿詞を贈られた会員には、支部に於いても総会に於いて寿詞及び記念品を贈る。なお、89歳以上の会員には、支部総会に於いて長寿を祝し、手みやげを贈る。
  3. 会員が死亡した時は、本会より会葬し、香料をおくって弔慰を表する。  
(香料は5,000円とする)
- ※本規約は、昭和63年9月30日から施行する。  
※平成21年6月10日一部改正

## 岐阜県退職公務員連盟可児支部女性部規約

- 第1条 当女性部は、可児支部に属し、県連女性部と連携を保ち、可児支部女性会員を以って組織する。
- 第2条 当女性部は、可児支部の運動方針に従って活動し、かねて会員相互の親睦を図るをもって目的とする。
- 第3条 当女性部に次の役員を置く。  
1. 委員長 (1名) 当部の運営に当たる。  
2. 副委員長 (2名) 委員長を補佐し、委員長不在の時代行する。  
3. 幹事 (1名) 事務、会計を担当する。  
4. 分会委員 (若干名) 所属分会内の世話を当たる。  
1. 2. 3. の役員の任期は2年とし、分会委員会の選挙による。  
分会委員は、分会より選出し、任期を2年とする。
- 第4条 当女性部の事務所は委員長宅に置く。
- 第5条 当女性部は、次の事業を行う。  
1. 未加入者の勧誘と、組織の強化に関すること。  
2. 会員相互の親睦に関すること。  
3. 総会は必要に応じて開き、分会委員会、役員会は年1回乃至2回開き、重要事項を協議する。
- 第6条 経費は、可児支部よりの助成金及び寄付金を以てこれに充てる。  
第7条 その他必要な細則は、分会委員会にはかって定める。
- 付則  
※この規約は、昭和40年7月25日から施行する。  
※平成5年6月25日一部改正